岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、本市が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第１項（第167条の13で準用する場合を含む。）及び政令第167条の10の２第２項に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　税抜予定価格

予定価格から、消費税及び地方消費税に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額をいう。なお、予定価格を事前公表する入札においては、入札公告等に記載の予定価格（税抜）と同額である。

⑵　低入札価格調査

総合評価方式による競争入札において、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて確認する調査をいう。

⑶　低入札調査基準価格

前項の調査を実施する基準となる価格をいう。

⑷　税抜低入札調査基準価格

低入札調査基準価格から、消費税及び地方消費税に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額をいう。

⑸　税抜失格基準価格

税抜低入札調査基準価格に10分の9.7を乗じて得た額をいう。入札金額がこの金額を下回った場合は、低入札価格調査を行うまでもなく、契約の内容に適合した履行が確保できないと判断し失格とする基準価格である。

（対象）

第３条　低入札価格調査を実施する競争入札は次に掲げるものとする。

⑴　総務部契約課で執行する建設工事に係る総合評価方式による競争入札

⑵　前項の規定にかかわらず、総務部契約課長が必要と認める場合は、低入札価格調査を実施しない。

（税抜低入札調査基準価格の算定）

第４条　税抜低入札調査基準価格は、対象工事の税抜予定価格算出の基礎となる項目に応じて、次の式で算定される額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（直接工事費×0.97）＋（共通仮設費×0.9）＋（現場管理費×0.9）＋（一般管理費等×0.68）

２　前項の規定にかかわらず、税抜低入札調査基準価格は、前項の規定により算定された額が、税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

３　前２項の規定により税抜低入札調査基準価格が算定できない場合は、税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を、税抜低入札調査基準価格とすることができる。

（入札参加者への周知）

第５条　低入札調査基準価格を設定したときは、一般競争入札については入札公告文又は公告説明書に、指名競争入札については指名通知書に低入札調査基準価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知する。

（落札決定の保留）

第６条　開札の結果、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第６条の規定により算出された評価値が最も高く、税抜低入札調査基準価格を下回る額の入札をした者（以下「低入札者」という。）がいる場合、低入札価格調査を実施するため、落札の決定を保留する。

（調査の実施）

第７条　低入札価格調査は、低入札者が当該契約内容に適合した履行を確保できるか否かを、低入札者からの事情聴取、関係書類の提出及び関係機関への照会等により調査するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特別簡易型総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札に付す建設工事（以下「特別簡易型工事」という。）の場合は、当該入札者からの事情聴取等による調査を行わないことができるものとする。

⑴　その価格により入札した理由
⑵　手持工事の状況及び対象工事付近における手持工事の有無
⑶　対象工事の工事場所と入札者の事業所との関連
⑷　対象工事に係る手持資材の状況
⑸　対象工事の資材購入先及び購入先と入札者との関係
⑹　対象工事に係る手持機械の状況
⑺　対象工事に係る労務者の具体的供給見通し
⑻　下請負契約予定者及び下請負予定金額
⑼　過去に施工した公共工事名等及び工事実績
⑽　対象工事に係る建設副産物の拠出地
⑾　信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等）
⑿　その他必要な事項

２　低入札者は、低入札価格調査に協力し、前項の調査する内容に関連する書類を提出期限までに提出しなければならない。ただし、低入札者が当該関係書類を提出期限までに提出しない場合又は低入札者が低入札価格調査の辞退を申し出た場合は、低入札価格調査を実施せずに、当該契約内容に適合した履行を確保できないと判断し、低入札者を失格とする。

３　前２項に規定する関係書類については、別表による。

（調査の報告）

第８条　総務部契約課長は、前条の調査を実施した際は、その調査結果を低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。ただし、特別簡易型工事の場合は、特別簡易型低入札調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）へ報告し、その意見を求めるものとする。

（調査委員会）

第９条　調査委員会は、委員長及び委員６人で組織する。

２　委員長は、土木建設部を担当する副市長をもって充てる。

３　委員は、財務部長、総務部長、土木建設部長、都市政策部長、都市基盤部長、上下水道部長をもって充てる。

４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長が職務を代理する。

５　委員長は、前条による報告を受けた場合は、速やかに会議を開催し、審査を実施する。

６　委員長は、前項の審査を行った場合は、その結果を総務部契約課長に通知する。

７　委員長は、緊急やむを得ない事情により会議を開催できない場合は、書類の回議又は電子回議をもって会議に代えることができる。
８　調査委員会の事務局は、総務部契約課に置く。

（特別調査委員会）
第 10 条　特別調査委員会は、委員長及び委員２人で組織する。
２　委員長は、総務部長をもって充てる。
３　委員は、総務部契約課長、工事発注担当課長をもって充てる。
４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、工事発注担当課長が職務を代理する。
５　委員長は、第８条による報告を受けた場合は、速やかに会議を開催し、審査を実施する。
６　委員長は、前項の審査を行った場合は、その結果を総務部契約課長に通知する。
７　委員長は、必要に応じて、書類の回議又は電子回議をもって会議に代えることができる。
８　特別調査委員会の事務局は、総務部契約課に置く。

（落札者の決定）
第 11 条　総務部契約課長は、調査委員会又は特別調査委員会の審査の結果、低入札者が当該契約内容に適合した履行を確保できると認めた場合は、低入札者を落札者として決定する。
２　総務部契約課長は、調査委員会又は特別調査委員会の審査の結果、低入札者が当該契約内容に適合した履行を確保できないと認めた場合は、低入札者を落札者とせず、税抜予定価格の範囲内で入札をした低入札者を除いた者のうち、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第６条の規定により算出された数値が最も高い者（以下「次順位者」という。）を、落札者とする。
３　次順位者の入札した額が税抜低入札調査基準価格を下回る場合は、第８条及び第９条の規定を準用し、次順位者に対して、低入札価格調査を実施する。

（履行の確保の可否の報告）
第12条　総務部契約課長は、前条の規定により履行の確保の可否について認めたときは、土木建設部建設企画課長へ報告するものとする。

附　則
１　この要領は、令和２年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
２　岡崎市低入札価格調査実施要領は、廃止する。
３　この要領は、令和３年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
４　この要領は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
５　この要領は、令和５年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
６　この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
７　この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

別表

低入札価格調査に係る提出書類一覧

番号	資　料　そ　の　他	様式番号	特別簡易型以外	特別簡易型
1	その価格で入札した理由を記した書類（積算の内訳書を添付。）	様式第１号	◎	◎
2	対象工事の現場付近における手持工事の状況を記した書類（公共工事・民間工事）	様式第２号	◎	△
3	手持工事（公共工事・民間工事）の状況を記した書類	様式第３号	◎	◎
4	対象工事の工事場所と入札者の事業所との関連を記した書類	様式第４号	◎	△
5	対象工事に係る手持資材の状況を記した書類	様式第５号	◎	△
6	対象工事の資材購入先及び購入先と入札者との関係を記した書類	様式第６号	◎	△
7	対象工事に係る手持機械の状況を記した書類	様式第７号	◎	△
8	対象工事に係る労務者の具体的見通しを記した書類	様式第８号	◎	◎
9	下請負契約を予定する場合は、下請負人の名称、住所、下請負の内容を記した書類	様式第９号	◎	△
１０	過去３年間に施工した公共工事を記した書類	様式第 10 号	◎	◎
１１	対象工事に係る建設副産物の拠出地を記した書類	様式第 11 号	△	－
１２	信用状態に関する次の事項を記した書類 (1) 主要取引金融機関名 (2) 対象工事に係る契約保証 (3) 建設業法違反の有無　(4) 賃金不払い、下請負代金の支払遅延状況の有無　(5) 労働基準法、労働安全衛生法等違反の有無　(6) 信用状態で特筆すべき事項	様式第 12 号	◎	△
１３	対象工事の安全管理に係る取組みを記した書類	様式第 13 号	◎	◎
１４	対象工事に係る配置予定技術者を記した書類	様式第 14 号	△	－
１５	今回の入札価格で契約内容の履行が確保されるか否かを検討するうえで参考となる事項がある場合に当該内容を記した書類	様式第 15 号	△	－
１６	直近の決算の貸借対照表及び損益計算書（写し）	－	△	－
１７	直近の決算の経営事項審査結果通知書（写し）	－	△	－

＊　◎は提出必須、△は必要に応じ提出を指示、－は提出不要